

# 通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(香川県指定 第3770102584号)

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 瑞祥会  
(2) 法人所在地 香川県東かがわ市湊1183番地5  
(3) 電話番号 0879-25-0674  
(4) 代表者名 理事長 檜村 恵子

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・令和3年9月1日指定更新 高松市  
3770102584号

### (2) 事業所の目的

在宅の要介護高齢者に対し、通所により各種サービスを提供することによって、利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。また、常にその立場に立って地域の各種関係団体と連携しつつ行うことを目的とする。

- (3) 事業所の名称 真珠の湯デイサービスセンター  
(4) 事業所の所在地 香川県高松市新田町甲2712番地1  
(5) 施設の概要 建物構造 鉄骨造陸屋根2階建  
敷地面積 2,070m<sup>2</sup>  
延床面積(デイサービス) 728.05m<sup>2</sup>

- (6) 電話番号 087-818-1050  
FAX番号 087-818-1030

- (7) 管理者 氏名 堀川 明紀

### (8) 当事業所の運営方針

居宅要介護者等について、デイサービスセンターにおいて入浴及び食事の提供その他、日常生活上の世話並びに機能訓練等、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

- (9) 開設年月 平成 15年 9月  
(10) 利用定員 月・火・金曜日 25名  
水・木曜日 20名

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 高松市・さぬき市・三木町  
(片道30分以内で送迎できる距離)

## (2) 営業日及び営業時間

|          |         |                |
|----------|---------|----------------|
| 営業日      | 月曜日～金曜日 | (12/31～1/3を除く) |
| 受付時間     | 月～金     | 8:00～17:30     |
| サービス提供時間 | 月～金     | 9:00～16:15     |

※特別な理由或いは、身体状況に応じて時間短縮の提供も行っております。(応相談)

※利用時間は、上記サービス提供時間内の3時間以上となります。

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種         | 基準 | 配置職員数 |
|------------|----|-------|
| 1. 管理者     | 1名 | 1名 ※1 |
| 2. 生活相談員   | 1名 | 2名 ※2 |
| 3. 看護職員    | 1名 | 2名 ※3 |
| 4. 介護職員    | 3名 | 7名 ※4 |
| 5. 機能訓練指導員 | 1名 | 2名 ※5 |

※1 他施設管理者と兼務しています。

※2 他施設計画作成担当者、介護職員と兼務しています。

※3 機能訓練指導員、介護職員と兼務しています。

※4 利用日の利用者数によって変動します。他職種と兼務しています。

※5 看護職員と兼務しています。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |                        |
|------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご負担いただく場合  |

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、自己負担分(1割、2割、または3割:介護保険証負担割合証による)を除いた分が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

※ご利用者の心身の状況に応じ必要な介助等の支援を行います。あわせて、ご利用者の自立支援や要介護度改善を念頭においた支援を提供します。

#### ① 食事 (但し、食材料費は別途いただきます。)

・当事業所では、栄養並びにご利用者の身体および嗜好を考慮した食事を提供し、ご利用者の身体状況に応じ、見守りや介助をします。

#### ② 入浴

・入浴又は清拭、シャワー浴を行い、必要に応じ見守り介助を行います。車椅子の方でも特別浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③ 排泄

・ご利用者の排泄の介助及び、トイレへの定期的な時間誘導を行います。

④ 機能訓練

・ 機能訓練指導員を中心に、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ レクリエーション(クラブ活動)

・ ご利用者の能力に応じて、レクリエーションを実施します。基本的には自己選択、自己決定となっています。

⑥ その他

・ ①～⑤以外にも、それぞれの場面において必要な支援を行います。

<サービス利用料金(1日あたり)>

① 通所介護費(基本料金):ご利用になられた時間とご利用者様の要介護度により下表1～3に基づいて計算します。

表1(提供時間7時間以上8時間未満の金額):当事業所における標準的利用時間

|       | 1日あたりの<br>通所介護費 | 1日あたりの利用料金<br>(目安、1割の場合) |
|-------|-----------------|--------------------------|
| 要介護度1 | 658 単位          | 667 円                    |
| 要介護度2 | 777 単位          | 787 円                    |
| 要介護度3 | 900 単位          | 912 円                    |
| 要介護度4 | 1023 単位         | 1037 円                   |
| 要介護度5 | 1148 単位         | 1164 円                   |

表2(提供時間6時間以上7時間未満の金額)

|       | 1日あたりの<br>通所介護費 | 1日あたりの利用料金<br>(目安、1割の場合) |
|-------|-----------------|--------------------------|
| 要介護度1 | 584 単位          | 592 円                    |
| 要介護度2 | 689 単位          | 698 円                    |
| 要介護度3 | 796 単位          | 807 円                    |
| 要介護度4 | 901 単位          | 913 円                    |
| 要介護度5 | 1008 単位         | 1022 円                   |

表3(提供時間5時間以上6時間未満の金額)

|       | 1日あたりの<br>通所介護費 | 1日あたりの利用料金<br>(目安、1割の場合) |
|-------|-----------------|--------------------------|
| 要介護度1 | 570 単位          | 577 円                    |
| 要介護度2 | 673 単位          | 682 円                    |
| 要介護度3 | 777 単位          | 787 円                    |
| 要介護度4 | 880 単位          | 892 円                    |
| 要介護度5 | 984 単位          | 997 円                    |

② 入浴介助加算(Ⅰ) 1日:40単位 (清拭の場合は不要)

③ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 1日:56単位

個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 1日:76単位

※機能訓練指導員の配置状況に応じ、個別機能訓練加算(Ⅰ)イもしくは個別機能訓練加算(Ⅰ)ロのどちらかの算定になります。

- ④ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 1月:20単位
- ⑤ 科学的介護推進体制加算 1月:40単位
- ⑥ 口腔・栄養スクリーニング加算 1回/6月:20単位
- ⑦ サービス提供体制強化加算
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・1日:22単位  
介護職員の総数のうち、介護福祉士が70%以上  
介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
  - ・サービス提供体制強化加算Ⅱ・・・1日:18単位  
介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上
  - ・サービス提供体制強化加算Ⅲ・・・1日:6単位  
介護職員の総数のうち、介護福祉士が40%以上  
介護職員の総数のうち、勤続7年以上の者が30%以上
- ※上記いずれかの条件に該当する場合に、サービス提供体制強化加算Ⅰ、サービス提供体制強化加算Ⅱ、サービス提供体制強化加算Ⅲのいずれかを算定します。
- ⑧ 送迎を行わなかった場合 片道:47単位減算
- ⑨ 介護職員等处遇改善加算(Ⅱ) 基本料金に各種加減算を加えた総単位数(①～⑧)により算定された単位数に9.0%を乗じて得られた単位数

※1 自己負担分は、上記①～⑨までを加減算して得られた単位数に地域区分(10.14円)を乗じてえられた金額の1割、2割、または3割(介護保険負担割合証による)となります。

※2 通所介護においては、上記加算以外にも設定されている加算があります。それぞれのご利用者の心身の状況に応じて、必要な支援を行い、その支援を提供することによって算定できる加算がある場合は、文書等で説明し同意をいただいたうえで算定する場合があります。

## (2) 介護保険の給付対象額とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ① 食事の材料の提供(食材料費)

ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料 金: 1食あたり 700円

#### ② 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものについては費用を負担いただきますが、下記のもの等は利用時に用意していただいておりますので、別途費用をいただくことはありません。

#### 《日常生活上に必要となる物》

日常生活に要するものをご利用者にご持参していただくものは以下の通りです。

- ・名前を記入している上履き(利用後には当事業所においていただくことも可能です)
- ・歯ブラシ(必要な方のみ)
- ・入浴後の交換下着や上着(必要な方のみ)

・おむつ、おしりふき等について:

ご利用者でご用意ください。利用中に不足等ありましたら、事業所のものを使用させていただきます。次の利用日に同等品をご返却いただくか、実費を負担いただきます。常におむつ等を使用されている場合など、事業所において一定量をお預かりすることも可能です。

③ クラブ活動、外出行事等に必要な費用

クラブ活動、外出行事等に必要な費用(材料費、入場料、食事代等)をご負担いただきます。

④ サービス提供記録の開示について

ご利用者に関するサービス提供記録を開示することができます。複写物の交付をお求めになる場合は、実費(1枚10円)をいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払については、ひと月分をまとめて翌月の20日に銀行引落としとなります。別途、銀行引き落とし手数料(110円/月)が必要となりますが、ご負担をお願いいたします。

6. 利用上の注意事項

(1)利用のお休みについて

利用予定日に、様々な理由でお休みになられる場合は、利用予定日の朝8時までに当事業所へ直接ご連絡ください。

(2)利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には担当の介護支援専門員にご連絡ください。

②担当の介護支援専門員を介してサービス利用の変更・追加の申し出があった場合において、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日をご利用者に提示して協議します。

(3)利用時の体調管理について

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、その他の感染症と診断された場合は、他の利用者への感染を予防するため、医師等の指示に従い、完治するまでの間は利用をご遠慮ください。利用再開については、医師の診断により完治したことが分かってからとなります。また、感染症に関わらず、37℃以上の体温がある場合は利用に関して充分ご配慮ください。

(4)受診について

当事業所内で発生した事故等に伴うケガや生命に危険が伴う体調急変については、当事業所職員が付き添うなどして受診します(必要に応じて、ご家族に受診先病院等へお越しいただかなければならないときがあります)が、それ以外については、通所介護利用中の受診はできません。

(5)所持品の持込について

当事業所におきまして、物品を購入できるのは自動販売機の飲料だけです。したがって、通常の利用に際して高額の金銭は必要ありません。また、腕時計や指輪等の装飾品については、当事業所におきまして十分な管理ませんので、持ち込みについてご配慮をお願いします。

紛失された場合の責任を負いかねます。

(6) 喫煙について

当施設は建物内を禁煙としています。

(7) 飲食物の持込について

飲食物の持ち込みは原則禁止しています。医療、健康管理上の必要があるものについては、職員にご相談ください。

(8) 宗教、政治、営利活動について

当事業所内において、他の利用者や職員に対する宗教、政治活動(勧誘含む)、営利活動はご遠慮ください。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口(担当者) 生活相談員 池田 章倫
- ・苦情解決責任者 管理者 堀川 明紀
- ・受付時間 月曜日 ~ 金曜日  
8:00 ~ 17:30  
TEL(087)818-1050

(2) その他の苦情受付窓口

- ◎高松市役所 介護保険課 TEL(087)839-2326
- ◎香川県国民健康保険団体連合会 TEL(087)822-7453

8. 体調の急変等の緊急時における対応

当事業所が提供する指定通所介護のサービス提供中において、ご利用者の病状の急変や事故、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医やご家族に連絡する等を行うとともに、救急搬送等の適切かつ必要な措置を講ずるとともに、事後、必要に応じて高松市及びのご利用者の保険者に報告します。

9. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を行うとともに、ご利用者の家族、居宅介護支援事業者、高松市、ご利用者の保険者等に連絡を行います。その後、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的(年に2回以上)に避難、救出その他必要な訓練を行っております。

11. 個人情報保護の厳守について

- (1) 事業者および事業者の使用する従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者および

そのご家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、従業者の雇用契約終了後も同様といたします。

(2)利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業、各関係機関等に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。

※なお、当利用契約及び重要事項説明の利用契約締結をもって同意を得たものと致します。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 瑞祥会  
真珠の湯デイサービスセンター

説明者: \_\_\_\_\_

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_  
(利用者のご家族等)

氏名 \_\_\_\_\_